

査 答 申 情 第 5 2 号
平成27年10月13日

生駒市長 小紫雅史 殿

生駒市情報公開及び個人情報保護審査会
会長 石田榮仁郎

行政文書の開示等の決定に対する異議申立てについて（答申）

平成25年2月1日付け生監第1009号で諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

「平成20年度生駒市法令遵守委員会の第1回～第3回会議録作成における委員の了承のわかる文書」の不存在決定処分に対する異議申立て事案

（諮問情第51号）

答 申

第1 審査会の結論

生駒市長（以下「実施機関」という。）が平成24年6月29日付け生監第1005号で行った決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

異議申立人が異議申立書、意見書及び審査会における意見陳述で行った主張は、概ね次のとおりである。

1 異議申立ての趣旨

異議申立人が実施機関に対して行った「平成20年度生駒市法令遵守委員会の第1回～第3回会議録作成における委員の了承のわかる文書」（以下「本件行政文書」という。）の開示請求に対し、実施機関が平成24年6月29日付け生監第1005号で行った不存決定を取り消し、開示を求める。

2 異議申立ての理由

- (1) 会議録は事務局だけで作成するのではなく、委員が了承するものであるから、「委員の了承のわかる書類」は存在するはずである。
- (2) 会議録については、規則に基づき委員は会議録に署名しなければならないはずである。
- (3) 生駒市ホームページ管理及び運営要綱基準に基づいた手続きが作為的に処置されていない。

第3 実施機関の主張の要旨

実施機関が理由説明書及び審査会における口頭理由説明で行った主張は、概ね次のとおりである。

- 1 法令遵守委員会の会議録については、会議終了後事務局で作成し、次の会議においてその内容を事務局から口頭で説明し、各委員の了承を得ており、特に委員の了承のわかる文書は作成していない。
- 2 法令遵守委員会の会議において、各委員の会議録の了承に関することは、議題として挙げていないため、会議録にもその旨を記載していない。
- 3 したがって、会議録作成における委員の了承のわかる文書は不存である。

第4 審査会の判断

- 1 本件行政文書について

本件行政文書は、平成20年度生駒市法令遵守委員会第1回～第3回の会議録作成の際に委員の了承のわかる文書である。

2 本件行政文書の存否について

(1) 会議録については、「附属機関等の会議の公開に関する基準」には、委員の会議録への署名の必要性は規定されておらず、法令遵守委員会の運営その他のことを定めた「生駒市法令遵守推進条例及び同条例施行規則」においてもそのような規定はなく、更にその他においても委員の署名等の事務手続きを規定しているものは一切見受けられない。したがって、会議録の作成についての処理は、各委員会に委ねられていると認められる。

(2) 生駒市法令遵守委員会においては、委員会の会議録を確定する場合は、実施機関が作成した会議録（案）を委員自らがその内容を確認し、了承した上で正式な会議録とするのが通常の事務処理であり、その際、必ずしも委員の了承の確認できる文書の作成は必要とはされていないと認められる。

したがって、委員の口頭により会議録が了承される場合もあり得るということを確認することができる。

以上のことから、次回の会議において会議録の内容を事務局から口頭で説明を行い、各委員の了承を得ており、特に委員の了承のわかる文書は作成していないとの実施機関の主張が不合理とはいえない。

(3) よって、実施機関は、平成20年度法令遵守委員会の第1回～第3回会議録作成の際に委員の了承のわかる文書は作成しておらず、本件行政文書を保有していないという実施機関の主張は首肯できる。

3 以上のとおりであるから、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第5 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、次のとおりである。

審査会の審査経過

年 月 日	処 理 内 容
平成25年2月1日	・実施機関からの諮問（諮問第51号）を受けた。
平成27年4月3日	・実施機関から諮問第51号に関する理由説明書の提出を受けた。
平成27年4月30日	・異議申立人から諮問第51号に関する意見書の提出を受けた。
平成27年5月12日 （第107回審査会）	・諮問第51号の概要説明を受けた。
平成27年5月25日 （第108回審査会）	・審議を行った。
平成27年6月15日 （第109回審査会）	・実施期間の口頭理由説明を実施した。 ・審議を行った。
平成27年7月31日 （第110回審査会）	・異議申立人の口頭意見陳述を実施した。 ・審議を行った。
平成27年7月28日 （第111回審査会）	・審議を行った。
平成27年8月31日 （第112回審査会）	・審議を行った。
平成27年9月16日 （第113回審査会）	・審議を行い、答申文を決定した。

生駒市情報公開及び個人情報保護審査会委員名簿

(敬称略)

氏 名	所 属・団 体 名	備 考
いし だ ひでじろう 石 田 榮 仁 郎	近畿大学名誉教授・弁護士	会 長
かな たに しげ き 金 谷 重 樹	摂南大学教授	会長職務代理者
お 緒 がた けん し 緒 方 賢 史	弁護士	
た なか ひろ よし 田 中 啓 義	弁護士	
わ じま み え こ 和 島 美 枝 子	弁護士	